

「収益認識に関する会計基準（案）」に対する意見について

一般社団法人日本クレジット協会  
業務企画部

該当箇所	意見／理由
<p><b>質問2（適用範囲に関する質問）</b> 本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p><b>【意見1】</b> ○本会計基準は、IFRS15号と比較して適用対象外となる取引について概ね同一の範囲について限定列挙されている。適用範囲外については、引続きIFRS15号と同一にして頂きたい。</p> <p><b>【理由】</b> ○仮に本会計基準がIFRS15号と異なる取扱いとなった場合、会計処理が煩雑となるため。</p>
<p><b>質問3-1（会計処理に関する質問）</b> <b>収益の認識基準（収益認識会計基準案第16項から第42項、収益認識適用指針案第4項から第22項）に関する質問</b> 本公開草案では、IFRS第15号を基礎として、契約と履行義務を識別し、履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識するこ</p>	<p><b>【意見2】</b> ○メンテナンス契約に関して、現在は期間の経過に応じて収益を認識している。現在の公開草案では現行の取り扱いが継続できるか不明瞭である。メンテナンス対象の資産の使用状況は資産ごとで異なり、メンテナンスの必要性がいつ発生するかはわからず、点検・修理を行うことだけで履行義務を充足しているわけではなく、メンテナンスを受けることができる体制を維持することもサービスとなる。そのため、現在の期間の経過に応じた収益認識の継続を望む。</p> <p><b>【理由】</b> ○点検・修理を行うことに応じて収益を計上することは難しく、さらに個別のサービス対象資産ごとに対応するのは非常に煩雑な作業が見込まれ、社内の制度づくりやシステム対応などに多くの費用と労力が必要となることが予測される。また計算の過程で見積原価率など恣意性が出てくる可能性もあるため費用・労力を費やしても財務諸表利用者にとって有益な情報提供になるとは限らないため。</p>

<p>とを提案していません。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	
<p><b>質問3 (会計処理に関する質問)</b>  <b>(質問3-3) 特定の状況又は取引における取扱い (収益認識適用指針案第34項から第88項) に関する質問</b>      本公開草案では、IFRS第15号を基礎として、特定の状況又は取引における取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p><b>【意見3】</b>      ○同意しない。</p> <p><b>【理由①】</b>      ○コメント募集の「別紙2(3)」「追加の財又はサービスを取得するオプションの付与 (ポイント制度等)」に「顧客に付与するポイントについて引当処理は認められない (ステップ2: 契約における履行義務を識別するP19)」とあるが、我が国に特有なポイントとして、クレジットカード契約において、クレジットカード会社はカード保有者である顧客が他の企業で行なった購入額に基づくポイントを付与している。      このようにポイントの取決めに複数の当事者がいる場合の履行義務の評価について、IFRS15号の結論の根拠 (BC388) を踏まえ、各契約における事実及び状況の分析の結果、引当金計上も可能と考えられる。      幅広く多種多様なポイント制度が普及する中、企業が取引実態を踏まえた会計処理が可能になるようIFRS同様に結論の背景を明記すべき。</p> <p><b>【理由②】</b>      「設例23(カスタマー・ロイヤルティ・プログラム)並びに「設例31(他社ポイントの付与)以外に我が国に特有なポイントの会計処理について設例として明示すべき。具体的には、以下のような取引について設例を追加することが有意義と考えられる。      例えば、クレジットカード会員が商品の購入をクレジットカードを利用して販売店で行う場合に、クレジットカード会員への利用促進を意図して (クレジットカード会社は販売店でクレジットカードが利用される額に応じて手数料を収受 (クレジットカード会員は利用される額に応じた手数料 (リボルビング払又は分割払手数料など金利に相当する手数料は本会計基準の対象外) を支払う契約はない)) 販売店とは別にクレジットカード会社がクレジットカード会員に対し、クレジットカード会社と販売店との契約には定められていないポイントを付与するケースがある。      このポイントは販売店での商品購入には使用できず、クレジットカード会社がカード利用促進のために用意する景品、ギフトカード、</p>
<p>(3)追加の財又はサービスを取得するオプションの付与 (ステップ2)</p>	

<p>設例 23 (カスタマー・ロイヤルティ・プログラム)</p> <p>設例31 (他社ポイントの付与)</p>	<p>他社ポイント等と交換されるため、引当処理することが妥当と考えられる。</p> <p><b>【理由③】</b></p> <p>「顧客により行使されない権利(非行使部分)(ステップ5)」について、小売業が発行するギフトカードのように、発行主体が財又はサービスを移転する履行義務を直接負っている場合は、本会計基準は国際的な基準との平仄が取れていると思われる。</p> <p>一方、クレジットカード業が発行するギフトカードのように、発行主体が財又はサービスを移転する直接の履行義務者でない場合の「非行使部分」の会計処理については触られていないため、会計慣行に従うのか、契約負債に準じた処理(過年度遡及する)とするのか、不明である。</p> <p>発行主体が直接の履行義務者ではない場合のギフトカードの会計処理のガイダンスが必要と考えるが、取引形態が多様であるなど本基準において一律に明文化することができないのであれば、企業が取引実態等を踏まえ会計処理を行うものと理解して良いか明示すべき。</p>
<p>(4)顧客により行使されない権利(非行使部分)(ステップ5)</p>	<p>発行主体が直接の履行義務者ではない場合のギフトカードの会計処理のガイダンスが必要と考えるが、取引形態が多様であるなど本基準において一律に明文化することができないのであれば、企業が取引実態等を踏まえ会計処理を行うものと理解して良いか明示すべき。</p>
<p>(質問7-2) 我が国に特有な取引等についての設例に関する質問</p> <p>本公開草案における我が国に特有な取引等についての設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。</p>	<p><b>【意見4】</b></p> <p>○「設例 23(カスタマー・ロイヤルティ・プログラム)並びに「設例 31(他社ポイントの付与)以外に我が国に特有なポイントの会計処理について設例として明示すべき。具体的には、以下のような取引について設例を追加することが有意義と考えられる。</p> <p>例えば、クレジットカード会員が商品の購入をクレジットカードを利用して販売店で行う場合に、クレジットカード会員への利用促進を意図して(クレジットカード会社は販売店でクレジットカードが利用される額に応じて手数料を収受(クレジットカード会員は利用される額に応じた手数料(リボルビング払又は分割払手数料など金利に相当する手数料は本会計基準の対象外)を支払う契約はない))販売店とは別にクレジットカード会社がクレジットカード会員に対し、クレジットカード会社と販売店との契約には定められていないポイントを付与するケースがある。</p> <p>このポイントは販売店での商品購入には使用できず、クレジットカード会社がカード利用促進のために用意する景品、ギフトカード、他社ポイント等と交換されるため、引当処理することが妥当と考えられる。(再掲)</p>

<p><b>(質問5) 開示(表示及び注記事項)に関する質問</b></p> <p>本公開草案では、開示(表示及び注記事項)に関して、早期適用時においては、必要最低限の定め(企業の主要な事業における主な履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点についての注記)を置くことを提案し、会計基準の適用時(平成33年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首)における定めについては、当該適用時までには検討することとしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。</p>	<p><b>【意見5】</b></p> <p>○質問5の記載内容、及び収益認識会計基準案第133項(注記事項)の記載によると、注記事項については平成33年4月1日以後に開始する連結会計年度が始まるまでに検討することとなっている。</p> <p>収益認識会計基準案第77項(注記事項)について、「質問5」に記載のある通り、「開示」に関して、早期適用時においては必要最低限の定めを置くことと提案され、会計基準の適用時における定めについては、当該適用時までには検討するとあるが、「必要最低限の定め」以外の内容を求める場合は、早急な公表をお願いしたい。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>追加的に公表される内容により、会計処理の対応工数増加、及び情報収集内容追加によるシステム投資コストの増加が見込まれるため。</p>
<p><b>質問6(適用時期等に関する質問)</b> <b>質問6-1(適用時期に関する質問)</b></p>	<p><b>【意見6】</b></p> <p>○現在提案されている適用時期までに社内体制やシステム対応が完了することは難しく、適用開始時期を平成35年4月1日以降に開始する事業年度から適用するよう適用時期の後ろ倒しを望む。</p>

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

**【理由】**

- 現在提案されている内容のまま施行された場合、非常に複雑で広範囲に及ぶシステム開発や社内の体制作りが要されることが予測される。また、開示（表示および注記事項）については「適用時期までに検討する」となっており現段階で対応をしなければいけない事項が不明瞭であり、段階を踏んでのシステム開発や社内の体制作りが想定されるため。